

## 美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を策定及び推進するため、美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地方人口ビジョン及び総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進に関する事項
- (3) その他必要な事項

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長を、本部員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、会務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要に応じ、会議に本部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (策定部会)

第6条 本部に別表第2に掲げる者で構成する策定部会を置く。

2 策定部会は、第2条第1号に掲げる地方人口ビジョン及び総合戦略の策定作業を行う。

3 策定部会の部会長は、企画課長とする。

4 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

5 部会長は、必要に応じ、策定部会に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 本部の庶務は、総務部企画課において行う。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 27 日から施行する。  
(美唄市人口減少対策検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 美唄市人口減少対策検討委員会設置要綱(平成 26 年庁達第 35 号)は、廃止する。

別表第 1(第 3 条関係)

	職 名
1	総務部長
2	総務部理事(総合政策担当)
3	市民部長
4	保健福祉部長
5	保健福祉部恵風園長兼恵祥園長
6	保健福祉部理事(地域医療担当)
7	経済部長
8	都市整備部長
9	市立美唄病院事務局長
10	消防長
11	教育部長

別表第 2(第 6 条関係)

	職 名
1	企画課長
2	財政課長
3	市民課長
4	生活環境課長
5	地域福祉課長
6	こども未来課長
7	高齢福祉課長
8	健康推進課長
9	保健福祉部参事(地域医療担当)
10	商工観光課長
11	産業振興課長
12	農政課長
13	建築住宅課長
14	生涯学習課長
15	図書館長